

# 男鹿市スポーツ合宿等誘致促進事業補助金

男鹿市では、市外のスポーツ・文化団体などが、男鹿市内に宿泊して行う合宿などに補助する制度を実施中です。この合宿補助制度はスポーツ合宿「等」とあるように、スポーツ団体や部活動だけでなく文化・芸術活動を行うゼミやサークルも補助対象となります。合宿費用をうかせたり、あるいは補助分を使って豪華なゴハンにアップグレードするなど使い方はいろいろ。ぜひこの「男鹿市スポーツ合宿等誘致促進事業補助金」を活用して、男鹿で合宿を行ってください。

## 男鹿市外の小学生以上の、スポーツ又は文化活動などを行う団体

※全国大会・東北大会・県予選大会参加は対象外(自主大会・フェスティバル大会は除く)

## 男鹿市内の対象施設に宿泊して実施する合宿

※対象施設／旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条に規定するホテル営業に係る施設  
旅館営業に係る施設又は簡易宿所営業に係る施設※キャンプ場・バンガロー等は対象外

### その他の要件

- ※営利活動ではない
- ※事業費に他の市費が含まれていない
- ※実施年度の3/31までに終了する合宿

## 宿泊者が5名以上の合宿を対象に最大40万円まで補助(①～③いずれか)

①

1泊以上の  
宿泊者が5人以上の  
合宿を実施した場合

延べ宿泊者数

×1,000円

1泊でもOK! 例/10人で1泊の合宿なら  
10,000円を補助

上限20万円

②

3連泊以上の  
宿泊者が30人以上の  
合宿を実施した場合

延べ宿泊者数

×1,500円

例/30人×3連泊×1,500円=  
135,000円を補助

上限20万円

③

宿泊者が合宿のほか  
市内小中学生および  
市民等(5人以上)を対象に  
スポーツ教室等を実施した場合

延べ宿泊者数

×2,000円

例/20人×2連泊×2,000円=  
80,000円を補助

上限40万円

※監督等は5名分までが対象 ※1団体につき1年度に1回のみ ※予算がなくなり次第締切

## 申請のながれ

